

岩手県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県労働委員会

会長 石川 哲

岩手県労働委員会公印規程の一部を改正する訓令

岩手県労働委員会公印規程（昭和53年岩手県地方労働委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																
<p>(公印及び管守機関)</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとし、当該公印を管守する機関は、<u>審査調整課長</u>（以下「<u>課長</u>」という。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="142 712 770 1055"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>印刻文字</th> <th>印 材</th> <th>大きさ（ミリメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>岩手県労働委員会事務局審査調整課長</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(公印取扱者)</p> <p>第4条 <u>課長</u>は、所属職員のうちから公印取扱者を定めなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、<u>課長</u>の指揮監督を受け、公印の保管及び使用に関する事務を処理するものとする。</p> <p>(公印の持出)</p> <p>第7条 公印を執務時間外又は保管場所以外に持ち出して使用する必要があるときは、公印持出簿（様式第1号）により<u>課長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(公印の調整等)</p> <p>第8条 <u>課長</u>は、公印を調製又は改刻したときは、当該公印の印影を公印台帳（様式第2号）に登録しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(公印の事故報告)</p> <p>第9条 <u>課長</u>は、公印に盗難、紛失その他の事故があったときは、速やかに、事務局長に報告しなければならない。</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第10条 <u>課長</u>は、公印台帳を備え、所要事項を記載して整理しなければならない。</p>	番 号	印刻文字	印 材	大きさ（ミリメートル）	[略]				7	岩手県労働委員会事務局審査調整課長	[略]	[略]	[略]				<p>(公印及び管守機関)</p> <p>第2条 公印は、次のとおりとし、当該公印を管守する機関は、<u>審査調整課総括課長</u>（以下「<u>総括課長</u>」という。）とする。</p> <table border="1" data-bbox="828 712 1457 1055"> <thead> <tr> <th>番 号</th> <th>印刻文字</th> <th>印 材</th> <th>大きさ（ミリメートル）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>岩手県労働委員会事務局審査調整課総括課長</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 [略]</p> <p>(公印取扱者)</p> <p>第4条 <u>総括課長</u>は、所属職員のうちから公印取扱者を定めなければならない。</p> <p>2 公印取扱者は、<u>総括課長</u>の指揮監督を受け、公印の保管及び使用に関する事務を処理するものとする。</p> <p>(公印の持出)</p> <p>第7条 公印を執務時間外又は保管場所以外に持ち出して使用する必要があるときは、公印持出簿（様式第1号）により<u>総括課長</u>の承認を受けなければならない。</p> <p>(公印の調整等)</p> <p>第8条 <u>総括課長</u>は、公印を調製又は改刻したときは、当該公印の印影を公印台帳（様式第2号）に登録しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>(公印の事故報告)</p> <p>第9条 <u>総括課長</u>は、公印に盗難、紛失その他の事故があったときは、速やかに、事務局長に報告しなければならない。</p> <p>(公印台帳)</p> <p>第10条 <u>総括課長</u>は、公印台帳を備え、所要事項を記載して整理しなければならない。</p>	番 号	印刻文字	印 材	大きさ（ミリメートル）	[略]				7	岩手県労働委員会事務局審査調整課総括課長	[略]	[略]	[略]			
番 号	印刻文字	印 材	大きさ（ミリメートル）																														
[略]																																	
7	岩手県労働委員会事務局審査調整課長	[略]	[略]																														
[略]																																	
番 号	印刻文字	印 材	大きさ（ミリメートル）																														
[略]																																	
7	岩手県労働委員会事務局審査調整課総括課長	[略]	[略]																														
[略]																																	

様式第1号（第7条関係）

公印持出簿

承認印		公印名	使用 目的	使用 期日	担当 者	備 考
<u>課長</u>	公印取 扱者					
[略]						

[略]

様式第1号（第7条関係）

公印持出簿

承認印		公印名	使用 目的	使用 期日	担当 者	備 考
<u>総括 課長</u>	公印取 扱者					
[略]						

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。